省　令

○総務省令第五十六号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の施行に伴い、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月五日

総務大臣　高市　早苗

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六十九　略］ 七十　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は記載 七十一　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第二項の規定による記載 七十二　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第三項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は変更 七十三　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第四項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は削除 七十四　住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による記載	（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六十九　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 七十　住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による記載
七十五　住民基本台帳法施行令第三十条の十六第三項の規定による記載 七十六　住民基本台帳法施行令第三十条の十六第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は削除 七十七　住民基本台帳法施行令第三十条の十六第五項の規定による削除又は通知 七十八　住民基本台帳法施行令第三十条の十七第一項又は第二項の規定による記載 七十九　［略］	七十一　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第三項の規定による記載 七十二　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は削除 七十三　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第五項の規定による削除又は通知 七十四　住民基本台帳法施行令第三十条の二十七第一項又は第二項の規定による記載 七十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和元年十一月五日）から施行する。